



ちょっ

と

よろしいですか！

毎月発行 県政情報紙 2008年10月 Vol.17

What's
New?

たばこの煙から健康を守る

神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例(仮称) 今年度中策定めず！

神奈川県では、9月9日、条例の骨子案を発表。これは全国自治体に先駆けての条例制定への取り組みとして注目されており、知事は、今年度中の条例制定を目指しています。この条例は、受動喫煙による健康影響が明らかであり、あらゆる場面で受動喫煙防止に配慮した取り組みを進めることを目的としています。規制対象の公共的施設を2種類に分けています。

第1種施設・・・禁煙

- ・学校・体育館・屋外競技場・公衆浴場・病院・診療所・劇場・観覧場・集会場・展示場
- ・百貨店・スーパー・官公庁施設・公共交通機関・金融機関・美術館 博物館・社会福祉施設

第2種施設・・・禁煙又は分煙

- ・飲食店 ・ホテル・旅館等の宿泊施設 ・遊技場・娯楽施設
- ・サービス業施設ークリーニング店、床屋、不動産屋など

特例・・・3年間適用しない対象

- ・キャバレー・ナイトクラブ・バー・パチンコ店・マージャン店・その他

対象外

住居、共同住宅、入居型社会福祉施設の個室、宿泊施設の客室、公共的空間を有しない事務所(職場)

* 違反した場合は、料金を科すことや立ち入り調査、指導、勧告などの措置があります。



この条例案については、様々な分野からの賛否両論の意見があります。

第1種施設での禁煙の合意は高まっていますが、第2種施設の小規模レストランなどでは、分煙にすることが難しく禁煙にすることもできずに死活問題だと言われています。昨今では、分煙もすすみ、自主的に禁煙にしている店舗も増えてきているにもかかわらず、罰則規定までつけて条例で取り締まるのはいきすぎではないかとも思います。県民のみなさまはどのようにお考えになるでしょうか。



夏合宿IN富士に参加！一男女共同参画社会をめざしてー

8月30日、31日富士山が見える美しい町、富士市で開催された全国フェミニスト議員連盟の合宿に参加しました。国では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が叫ばれ、多様な働き方、生き方が選択できる社会づくりを目指すことで、男女共同参画を進めようとしています。

日本では、女性の社会進出が進んではきましたが、政治参加は大変遅れており、女性の国会議員の比率は9%と、世界200カ国中、139位と大変低いのが現状です。一位は、アフリカのルワンダで、48.8%ほぼ男女同数です。ヨーロッパやアフリカが上位を占めており、フランス18.2%で78位、アメリカ16.8%で86位、韓国13.7%104位となっています。日本の地方議員の女性比率も平均10%ですから国会議員と同じように進んでいません。



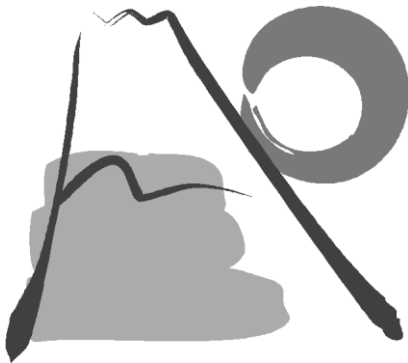
全国女性議員との懇親会

世界の国々でも女性の比率を上げようとクオーター制を取り入れ、女性を必ず何%入れなければいけないと法律を作っている国もあり、政党への立候補の女性の割合を定めたりしています。さらに、フランスのパリテ法(*注1)では、女性の比率を、男も女も同数という考えをうちだしています。どちらかの性に偏った政治は、政策も偏り、社会全体の損失であるといわれています。

日本の場合、世界でも遅れをとり、いくら経済大国といわれても政策の偏りは否めません。国のワーク・ライフ・バランスの政策もお題目だけといえるでしょう。

合宿2日目には、改正DV法(*注2)、産科問題など、女性問題についての各分科会が開催され、全国から集まった女性議員による活発な議論が展開されました。

全国フェミニスト議員連盟では、「増やせ女性議員！なくせ女性ゼロ議会」を目指して活動しています。女性の視点で政治をつくりかえることで社会を変えていくのだと思います。その思いをさらに強くした2日間でした。



*注1 パリテ(parit・e)とは、「同等の、同様の」を意味する語基parを持ち、語源的には「さまざまな存在の間の平等」を意味する言葉である。現代フランス政治において、パリテとは、この語源に忠実に、被選議会において男女同数の代表を選出することによって、男女の平等な政治参画を実現しようとすることを意味する。

*注2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が平成13年10月から施行。